別表十七（三の七）　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の８第１項から第３項まで若しくは第８項から第10項まで（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第１項から第３項まで若しくは第８項から第10項まで（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「発行済株式等の保有割合　(7)」の欄は、内国法人が外国法人（特定課税対象金額（租税特別措置法第66条の８第４項に規定する特定課税対象金額をいう。第４号において同じ。）又は間接特定課税対象金額（同条第11項に規定する間接特定課税対象金額をいう。第７号において同じ。）がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限る。）から受ける剰余金の配当等（同法第66条の６第１項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する剰余金の配当等をいう。以下この記載要領において同じ。）の額の令第22条の４第１項（外国子会社の要件等）に規定する支払義務が確定する日（以下この号及び次号において「支払義務確定日」という。）における当該内国法人の当該外国法人に対する同項各号に掲げる割合（以下この号及び次号において「保有割合」という。）又は連結法人が外国法人（特定個別課税対象金額（同法第68条の92第４項に規定する特定個別課税対象金額をいう。第４号において同じ。）又は間接特定個別課税対象金額（同法第68条の92第11項に規定する間接特定個別課税対象金額をいう。第７号において同じ。）がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限る。次号において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人の当該外国法人に対する保有割合を記載すること。

3　「発行済株式等の連結保有割合　(8)」の欄は、各連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該各連結法人の当該外国法人に対する保有割合の合計を記載すること。

4　「(13)」から「(17)」までの各欄は、特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額を有しない場合には、記載しないこと。

5　「((9)又は(12))と(13)のうち少ない金額　(14)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額（法第23条の２第２項第１号（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に掲げる剰余金の配当等の額をいう。以下この記載要領において同じ。）を除く。）について租税特別措置法第66条の８第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除く。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について同法第68条の92第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては、「又は(12)」を消すこと。

(2)　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について租税特別措置法第66条の８第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第８項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について同法第68条の92第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第８項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(9)－(19)」として記載すること。

(3)　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（(4)に規定する場合に該当する場合を除く。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（(4)に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては、「(9)又は」を消すこと。

(4)　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第９項又は第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第９項又は第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(12)－(19)」として記載すること。

6　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「((11)と(15)のうち少ない金額　(16)」とあるのは、「((11)－(21))と(15)のうち少ない金額　(16)」として記載すること。

7　「(18)」から「(22)」までの各欄は、間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額を有しない場合には、記載しないこと。

8　「((9)又は(12))と(18)のうち少ない金額　(19)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について租税特別措置法第66条の８第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除く。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について同法第68条の92第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては、「又は(12)」を消すこと。

(2)　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について租税特別措置法第66条の８第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第１項から第３項までの規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について同法第68条の92第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第１項から第３項までの規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(9)－(14)」として記載すること。